夏祭り近づく
夜間の外出は禁止
良い子は父兄同伴で九時まで

富士市教育委員会は七月九日富士中において市内PTA連絡協議会、青少年保護育成連絡協議会、富士警察署の各係員が出席して夏休み中に於ける市内小中学校児童生徒らの校外指導などについて打合せ協議した結果、原則として

▼夜間外出は禁止
▼しかし祭典の場合は父兄同伴で九時まで
▼就寝時間は健康上から夜九時、消防団本部のサイレン（一分間）吹鳴で知らせます

また夏祭り中はPTA校外指導委員、先生、学校警察連絡協議会委員が適時学童、生徒らの補導に当ることになっています。

夏の犯罪を防止
特別パトロールで

酷暑とともに学生、学童が待ちに待った夏季休暇がやってまいりました。

夏季は一般的に祭典行事、海水浴、キャンプ等他出の機会が多く、かつまた、精神的、肉体的にち緩を生じやすく、特に青少年、なかでも学生々徒にあっては夏季休暇に入り心身ともに解放感を味わうときであり、それだけに保護育成の面からはおき忘れがちになりやすく、一方成人達の軽卒な行動にも影響され少年非行事犯の多発が予想されるときであります。

昭和二十六年度を頂天として漸次減少の一途をたどっていた静岡県の青少年犯罪も、昭和三十年にはやや増加し、昭和三十一年には再び減少して昭和三十二年には又増加を示しております。

これを富士警察署の例にとってみますと、少年で検挙されたものは

昭和三十一年　八八名
昭和三十二年　七四名

と僅かに減少していますが、十四才未満のいわゆる刑事責任がないとされている者（主として中学生）が二倍強に増えていることは注目的となっております。

更にこれを昨年（昭和三十二年）の上半期における検挙人員と、本年度同期の検挙人員を比較してみますと

昭和三十二年上半期（一月〜六月）　二五名
昭和三十三年上半期（一月〜六月）　四九名

と約二倍の増加という驚くべき数字を示しております。

非行の種別はなんといっても、

窃盗が一番多く

続いて、恐喝、暴行、傷害、の順となっておりますが、特に本年の上半期においては、中学生による

放火　一件　一名
強盗　一件　三名

等の兇悪犯が発生し、これを検挙しております。

これは一応刑法犯、その他特別法の違反、つまり犯罪少年として検挙したものですが、その他にいわゆる「虞犯少年」として家庭裁判所へ送られたもの、あるいは、児童相談所へ通告されたもの、警察庁へ事件を送られた少年が

昭和三十二年一ケ年間に、三名であったのが
昭和三十三年は一月から六月までの間既に　一名

あり、更に虞犯の程度には至らないが、そのまま放置していたら少年自身の徳性を害し、あるいは犯罪に移行するおそれあるものとして街頭で、警察官に補導されたものは

昭和三十一年は　一五六名
昭和三十二年には　四一四名
昭和三十三年一月から六月まで既に　二六二名

を数えております。

本年度上半期に街頭補導を受けたものの非行別は

一番多いのが　喫煙

続いて、飲酒、怠業、怠学、不健全娯楽、不純異性交遊、盛場徘徊の順となっております。

昨年の例をみましても夏季休暇中、生徒会の自主的申し合わせや、学校の決めごととして「夜間外出の制限」を行ったのですが、これが守られず、制限外時間の外出やあるいは、ナイトショー、を見て来たなどといって深夜市内を徘徊して補導を受けた生徒の数も比較的に多かった事実がありました。警察におきましても次代を背負う青少年及び学生々徒の保護補導の万全を期すため各学校々外指導部補導係、及び地域の青少年保護関係、団体と協力し特に非行事犯の多くはいわゆる不良たまり場が、直接あるいは間接に青少年の不良化を助長させる原因となっていることにかんがみ、これらの場所に集り又は徘徊し、喫煙、飲酒等をなす青少年学徒の適切な補導とこれらに関連して発生する非行事犯の取締を強力に推進し、問題少年の補導と環境浄化活動を行うため全署員を挙げて

「夏季防犯運動」

を実施いたしますが、特に青少年補導と暴力行為の取締のため更に制服警察官及び私服刑事で編成する **青少年補導特別取締班** と **特別パトロール隊** を以て市内繁華街、その他主要地帯をパトロールして徹底的に犯罪の防止と検挙に努めることといたしますので、市民のみなさんにおかれましても、特におどし、たかり、傷害、暴行等、暴力行為の被害にかかったときは、進んで申告を願いみなさん方の絶大な協力のもとに犯罪のない明るい街にしたいと考えておりますのでよろしく御協力下さいますようお願いいたします。（富士警察署）

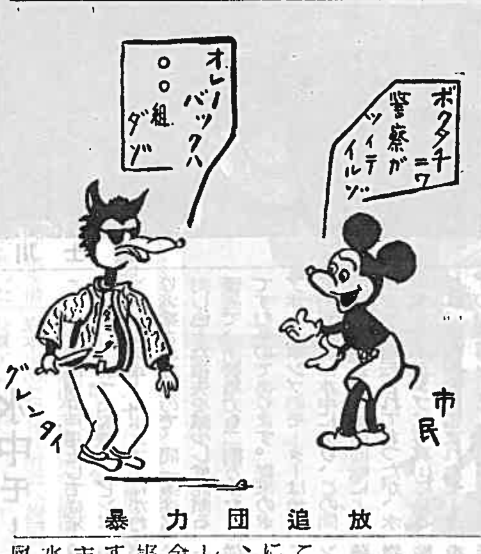

暴力団追放

"市民の声"

……投稿を募る……
市政その他について建設的な投稿をお寄せ下さい
字数は八百字まで
必ず住所、職業、氏名を明記して下さい
紙上の匿名は自由です

市営住宅に一言

今までの市営住宅は、郊外へ平屋建で土地を広くとって建てておりましたが、これでは大事な土地が無駄になりはしないでしょうか。狭い耕地を余りつぶしたくないものです。木造平屋建を廃止して鉄筋コンクリート造りにして道路筋へアパート式に建設したらいかがでしょうか。これなら、市営住宅その他どんどん建設すると思いますが、こういう方法で建てたら土地も節約出来、又市の美化にも役立つと思います。

市といえばやはり建物がものをいうでしょう。

市内の主要道路筋へ二階、三階又は四階と建てたら見違える程美しくなると思います。

又、市営住宅を一ヵ所にまとめて「市営住宅村」を作ったらどうでしょうか。

バラバラの村落式ではどうかと思います。

今度建てる時はよく考えて戴き度いと存じます。

ブラジルの某大都市では、海岸付近が高層建築物のアパート群でその偉容は、地上十数階、何とも云えない様なすばらしさで日の光に照らされ堂々とそびえ立っております。

市営住宅について関係者の御考えを述べて戴き度く存じます。

蓼原　M・ソウタ

◇回　答

あなたの御意見と私も同じです。しかしあなたのお説の通り「狭い耕地を潰さないで、鉄筋二、三階の高層建築アパートを建てたら……」については少し考えが違います。

市営住宅はあくまでも庶民を対象（一ケ月の収入が家賃の十五、六倍月収二万二、三千円以下）にしておりますので、これ以上の月収のある方は入居を断っております。又鉄筋による三、四階のアパートともなれば当然水洗便所になりますが、いまの処では市内に下水道の施設がなく加えて家賃も相当にハネ上るので、実際問題としては月収一万五千円や二万円のサラリーマンでは、入居できないのが実状かと思います。

従って市は木造坪当り約三万八千円およびブロック建坪当り約四万円程度で、一戸でも多くの市営住宅を建て広く住宅に困っている市民に、低家賃で入居させたいと念願しております。

以上あなたの投稿について要点のみお答えしましたが、御了承して下さい。（厚生課）

近年来の人出
賑わった浅間神社祭り

米の宮浅間神社神殿落成記念祝賀祭と公園まつりは盛沢山な行事を織り込み七月一、二日の両日にわたり盛大に行われました。

この日の催しの花形はなんといっても稚児行列で駅前には着飾ったお稚児さん六百余名がお母さんたちに付添われ県警察音楽隊のブラスバンドを先頭に浅間神社まで行進、一大絵巻をみせました。

また境内には奉納相撲、弓道をはじめ参道の両側には屋台店がズラリと立ち並び近郷近在から集まった参詣者でゴッタ返し近年来の人出でありました。

写真（上）は駅前通りを行く稚児行列（下）は落成した神殿前で賑う参詣者

"お国自慢"の写真を募集

ここ数年来の町村合併などで全国におよそ二百二十一の新市が生れ、日本の市の数は五百六に達しました。そこで全国市長会は第一回全国都市フォート、コンテストを実施し、各都市の写真を懸賞募集することになりました。

主題は⑴公会堂、交通機関、上下水道などの公共施設　⑵各市域に散在する名勝、史蹟　⑶祭礼、行事などの風俗習慣　⑷産業関係、とくに名産、特産品の紹介の四項目に限定され黒、白カラーはいずれでもよい。

作品は四つ切以上で一枚ごとに説明と住所、氏名、日時を添えて下さい。あて先は（東京都千代田区九段一の十四全国市長会フォート、コンテスト係）までに八月三十日必着に送って下さい。

一人泳ぎは危険です

水泳シーズンに入りますと毎年必ず水の犠牲者が出て尊い人命を失っています。今年こそ一人の水魔の犠牲者を出さぬようお互いが協力し合いましょう。そして特に水泳する子供たちは必ず次のことを守って下さい。

▼一人で泳ぎに行くことは危険ですから、友達を誘って行きましょう。
▼泳ぐ前には準備運動を忘れずにやりましょう。
▼空腹時および満腹時のときは泳がないようにしましょう。
▼水泳中顔や唇が蒼白になったら水からすぐに上りましょう。
▼万一事故が起きた時は大声をあげてすぐ近所の人を呼びましょう。
▼夏休み期間中は市役所広場の国旗掲揚塔その他市内各所に水泳可否の三角旗を揚げます。赤旗は水泳禁止で白旗は泳いでもよいことになっています。（富士警察署）

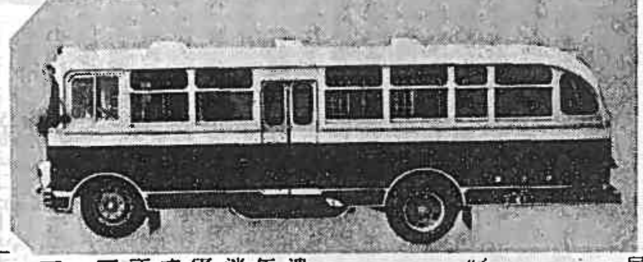
写真（上）は消防タンク車（下）は霊柩車

タンク車霊柩車購入

富士市はこのほど消防用のタンク車および霊柩車を新らしく購入しました。このタンク車はいすゞ五八年で最大放水量は一分間に千五百ガロンを有しタンク容量は二千二百リットルの放水口数五口と指揮用拡声機付といった最新型であります。またこのほか前方に圧力撒水と後方に重力撒水があって火災シーズンオフには市内目抜通りをはじめ各道路に撒水を実施、市民から大変よろこばれています。

また霊柩車は、いすゞ五八年の百五馬力で乗車定員は二十七名となっておりモダンな霊柩車です。

遺族扶助料軍人恩給の請求

遺族年金および弔慰金の請求は来年三月を以て時効になり請求権が消滅します。また遺族扶助料及び軍人恩給の請求についても同様ですから未請求の方は今年中に市役所厚生課までに請求手続きをして下さい。

国税だより
所得税の納付について

今月は所得税の納期です税務署では納付書を作成し七月十二日頃までに皆様にお届けいたしましたので期限までに必ず納税願います。

昨年納期限より遅れて納税された方については署員が納税のことでお伺いします。

納税貯蓄組合員の方については組合長さんからもお願いにあがる予定ですが日頃の貯蓄によりすすんで納税願います。（富士宮税務署）

恩給の選択替について

昭和二十八年軍人恩給の復活により文官恩給を選択した者で昭和三十年改正に伴う軍人恩給年額が現在受けている文官恩給年額より多額となる者（昭和三十一年七月分より多額となる者を含む）については特に受給者の請求を待つて昭和三十年十月から軍人恩給を給することとし、さきに受けていた文官恩給は昭和三十年九月限りその支給を廃止することに取扱われる様になりましたので別表参照の上該当者がありましたら市役所厚生課に御連絡下さい。

昭和31年7月以降の普通恩給年額

階級 仮定俸給年額	50/150 13年	52/150 15年	57/150 20年	62/150 25年	67/150 30年	72/150 35年
大将 726,000				300,080	324,280	348,480
中将 573,600			217,968	237,088	256,208	275,328
少将 430,800			163,704	178,064	192,424	206,784
大佐 367,200		127,296	139,536	151,776	164,016	176,256
中佐 340,800	113,600	118,144	129,504	140,864	152,224	163.584
少佐 268,800	89,600	93,184	102,144	111,104	120,064	129,024
大尉 213,600	71,200	74,048	81,168	88,288	95,408	102,528
中尉 160,800	53,600	55,744	61,104	66,464	71,824	
少尉 138,600	46,200	48,048	52,668	57,288	61,908	
准士官 118,200	39,400	40,976	44,916	48,356		

昭和30年10月から昭和31年6月までの普通恩給年額

階級 仮定俸給年額	50/150 13年	52/150 15年	57/150 20年	62/150 25年	67/150 30年	72/150 35年
大将 610,200				252,216	272,556	292,896
中将 481,800			183,084	199,144	215,204	231,264
少将 361,800			137,484	149,544	161,604	173,664
大佐 306,000		106,080	116,280	126,480	136,680	146,880
中佐 284,400	94,800	95,592	108,072	117,552	127,032	136,512
少佐 227,400	75,800	78,832	86,412	93,992	101,572	109,152
大尉 180,000	60,000	62,400	68,400	74,400	80,400	86,400
中尉 138,000	46,000	47,840	52,410	57,040	61,640	
少尉 119,100	39,700	41,288	45,258	49,228	53,198	
准士官 102,900	34,300	35,672	39,102	42,532	45,962	